

海区便り

Vol.61

はじめに

◎第304回(第20期第13回)隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：葛西、吉田、前田、矢田、亀谷、濱田、升谷、小中、安部委員

欠席委員：田中委員

開催日時：平成27年3月17日(火) 14:10~15:00

開催場所：隠岐郡隠岐の島町港町 JFしまね西郷支所3階会議室

議題

1. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について(諮問)

国の基本計画変更に伴って、島根県の計画も変更するために、知事から隠岐海区漁業調整委員会へ諮問がされ、審議が行われました。以下報告された内容です。

- 平成27年漁期のするめいかの知事管理漁業への配分量は「若干」

【知事管理量の設定】

平成26年漁期 (単位：トン)		
第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
まあじ	平成26年1月から12月まで	46,000
まいわし	平成26年1月から12月まで	33,000
まさば及びごまさば	平成26年7月から平成27年6月まで	29,000
するめいか	平成26年4月から平成27年3月まで	若干
ずわいがに	平成26年7月から平成27年6月まで	若干

平成27年漁期 (単位：トン)		
第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
まあじ	平成27年1月から12月まで	40,000
まいわし	平成27年1月から12月まで	57,000
まさば及びごまさば	平成27年7月から平成28年6月まで	※1
するめいか	平成27年4月から平成28年3月まで	若干
ずわいがに	平成27年7月から平成28年6月まで	※1

※1 まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

《審議の結果》この諮問について、原案のとおりで異議なしの答申をすることとなりました。

2. 隠岐海区漁業調整委員会事務規定の改訂について(報告)

隠岐海区漁業調整委員会の事務規定を改定したため、その内容について事務局より報告がありました。

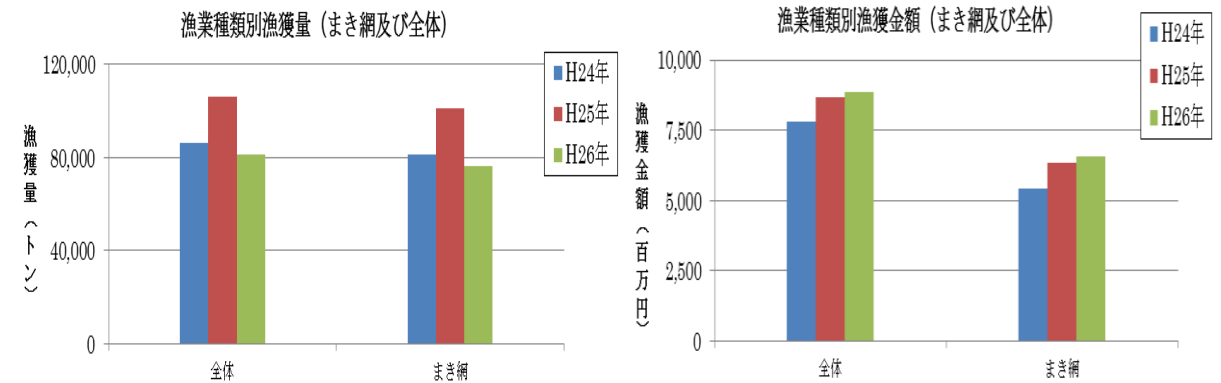
【改訂内容】

- 会長印を縦書きから横書きに変更する。
- 島根県では、文書様式の統一化を図っており、それに伴い、会長印を変更する。

委員からの異議はなく、同日付で事務規定は改訂されました。

3. 平成26年の隠岐海域の漁獲状況について(報告)

平成26年の隠岐海域の漁獲状況について、過去2年の動向を踏まえて説明がありました。



- 平成26年の漁獲量は約82,000トンで過去2年を下回る結果となったが、金額は、89億円で3年間で最高であった。
- 漁業種類別では、イカ釣りは量、額ともに減少傾向。
- かにかご、定置網は大きな変動はなく推移。
- 漁種別では、マイワシが25年に好調であったに対し、26年はほとんど漁獲がみられず、25年の2~3%程度であった。
- マアジは量、額ともに順調に増加している。・・・etc

4. その他：離島漁業再生支援交付金(報告)

離島漁業再生支援交付金の第3期対策(平成27~31年度)について、第2期との変更点について事務局から説明がありました

【第2期からの変更点】

- 基本交付金の見直し
 - ・ 定量的な目標を2点以上設置すること。
 - ・ 目標達成状況を毎年度確認し、改善が必要な場合は対策をとる。
 - ・ 繰り越しは不可。毎年精算すること。
- 新規就業者特別対策交付金の立ち上げ
 - ・ 使わなくなった漁具や漁船を新規就業者のためにリースし、リース料を離島交付金で支援。
 - ・ 新規就業者の年齢制限は原則45歳。
 - ・ 最長3カ年。

報告後、離島漁業の再生に向けて本交付金の活用方法について議論が行われていました。

連絡先

隠岐支庁水産局内
 隠岐海区漁業調整委員会事務局
 Tel：08512-2-9669
 Fax：08512-2-9674